

智頭町高校生等通学費補助事業について

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生の公共交通機関の
通学定期券購入費のうち、月額3,000円を超える部分を補助します

補助条件

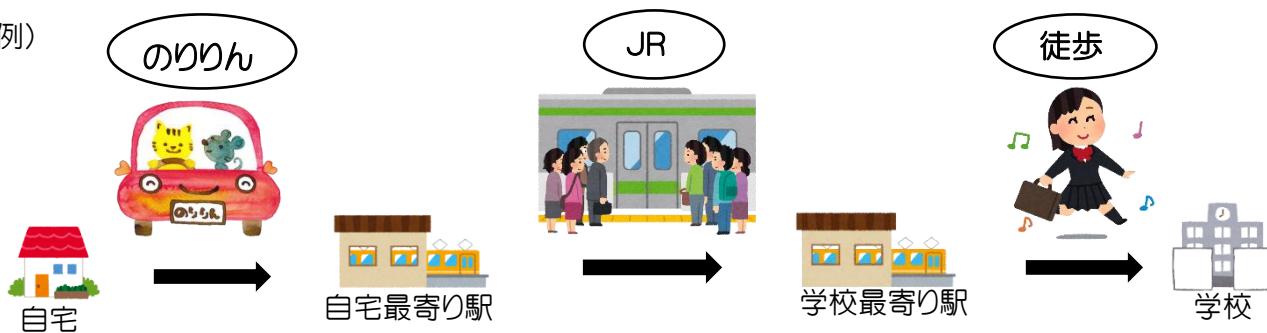
- 智頭町に住所があり、県内の高等学校等へ通学している生徒
(公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程が対象
だが、県外在住者で智頭農林高等学校に通学している生徒は対象となる)
- 通学のために定期券を使用(回数券や特急料金は除く)
- 月額3,000円を超える通学費の負担
- 他制度の通学費の補助を受けていない
- 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)の受給を受けていない
- 町税等に滞納がない

補助金額

月額3千円を超える額

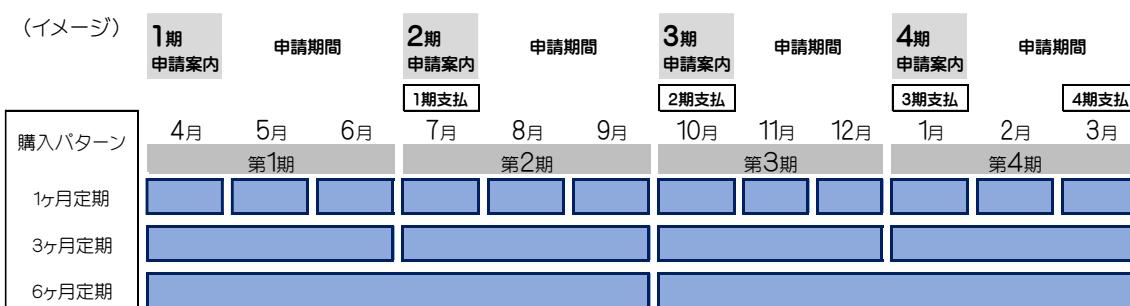
のりりん+ JR でも家庭の負担は 3,000 円！

(例)



申請方法

- とっとり電子申請サービス(スマホ、PC から申請) 4月に1期申請案内を送付します
- 申請案内を年4回送付します。ご希望の時期にまとめて請求することも可能です。
 - まとめて請求される場合、定期券の写しを紛失されると補助対象外となりますので
写真またはデータを大切に保管してください。
 - JR の自動券売機は古いものと引き換えになり、返却されませんのでご注意ください。



必要なもの

- 定期券の写真またはデータ(領収書不可)
- 在学証明書または生徒手帳
- 振込先口座の情報

【問い合わせ先】

智頭町教育委員会事務局教育課

☎ 0858-75-4119